

横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター指定管理者の選定に関する 応募説明会

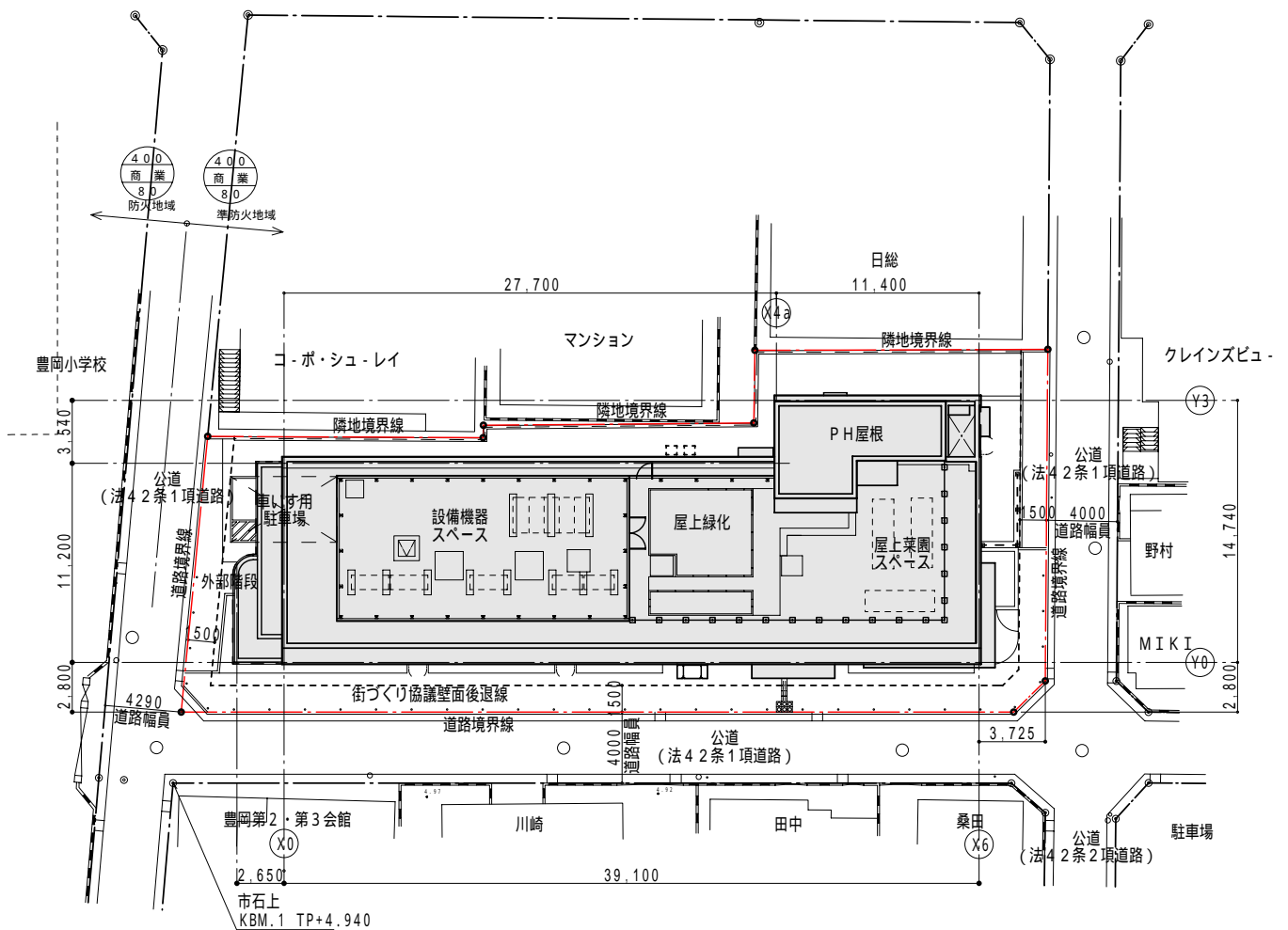
日時：平成23年5月11日（水）14:00～16:00

会場：横浜市庁舎7階7A会議室

次 第

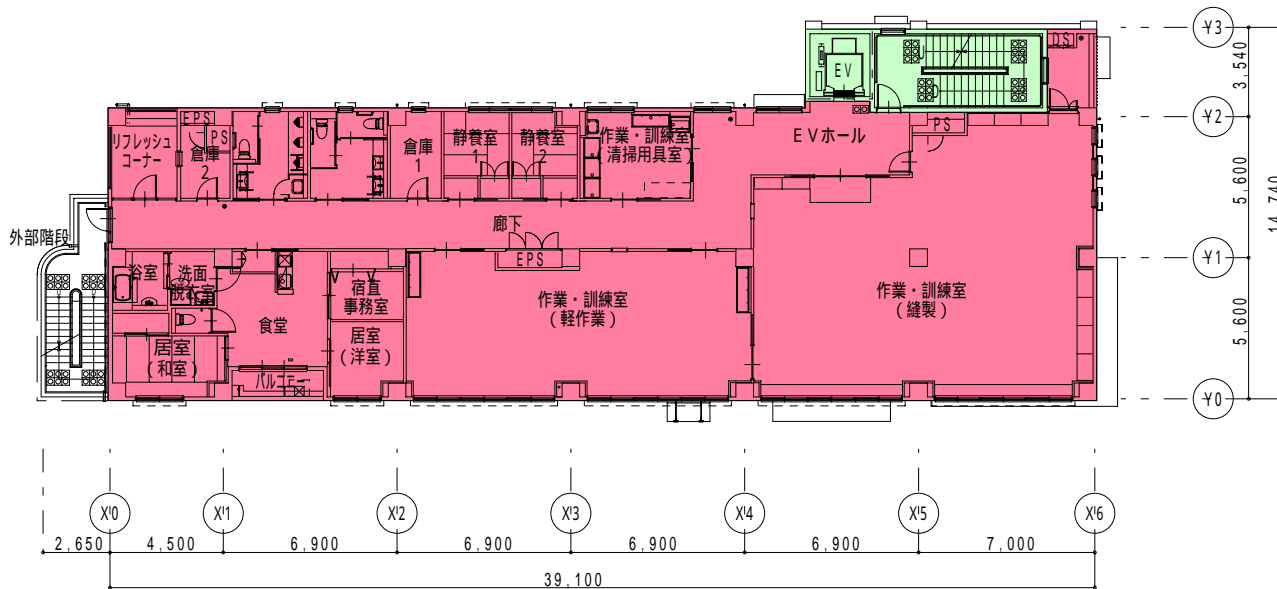
- 1 障害支援課長挨拶
- 2 公募要項について
- 3 施設の概要について
資料（パース、配置図、平面図）
- 4 応募関係書類について
- 5 既設センター見学会について
5月18日（火）9:30～12:00 神奈川区生活支援センター
- 6 面接審査（プレゼンテーション及びそれに対する質疑）について
6月21日（火）午後、6月22日（水）午前
- 7 質問の受付について
5月19日（木）～5月23日（月）



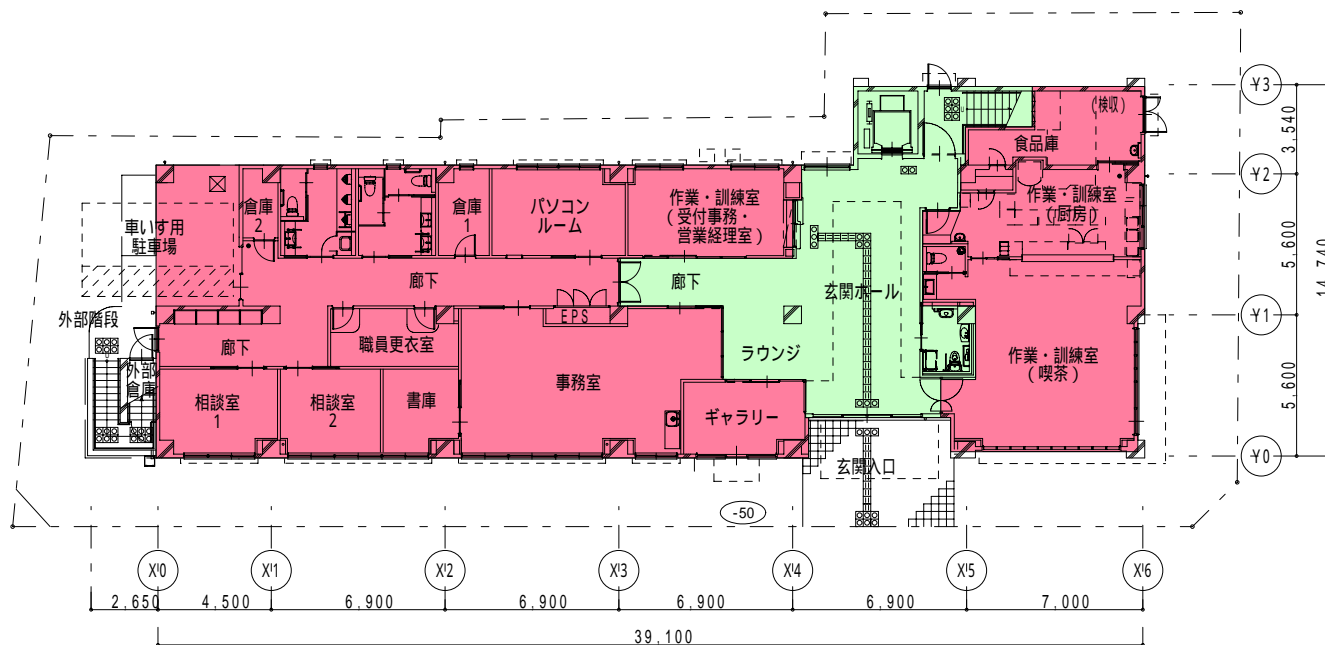


配置図 縮尺 1 / 400

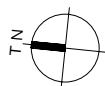
面積表									
施設区分	1階	2階	3階	4階	屋上PH	専用面積(A)	按分率	施設全体共用部 按分面積(B)	施設全体 区分面積(A+B)
就労支援型施設	360.60	455.80	455.80	-	-	1,272.20	73%	180.50	1,452.70
生活支援センター	-	-	-	459.03	-	459.03	27%	66.76	525.79
共用部	122.80	28.26	28.26	28.26	39.68	-		247.26	
合計	483.40	484.06	484.06	487.29	39.68	1,731.23	100%		1,978.49



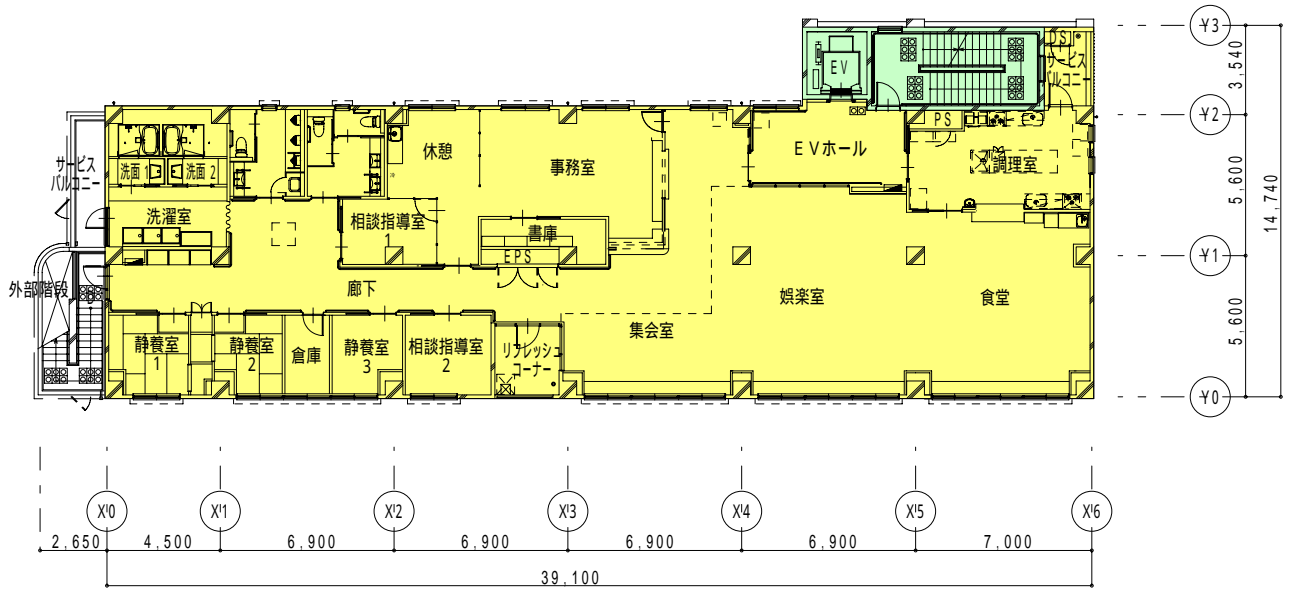
2階平面図 縮尺 1 / 300



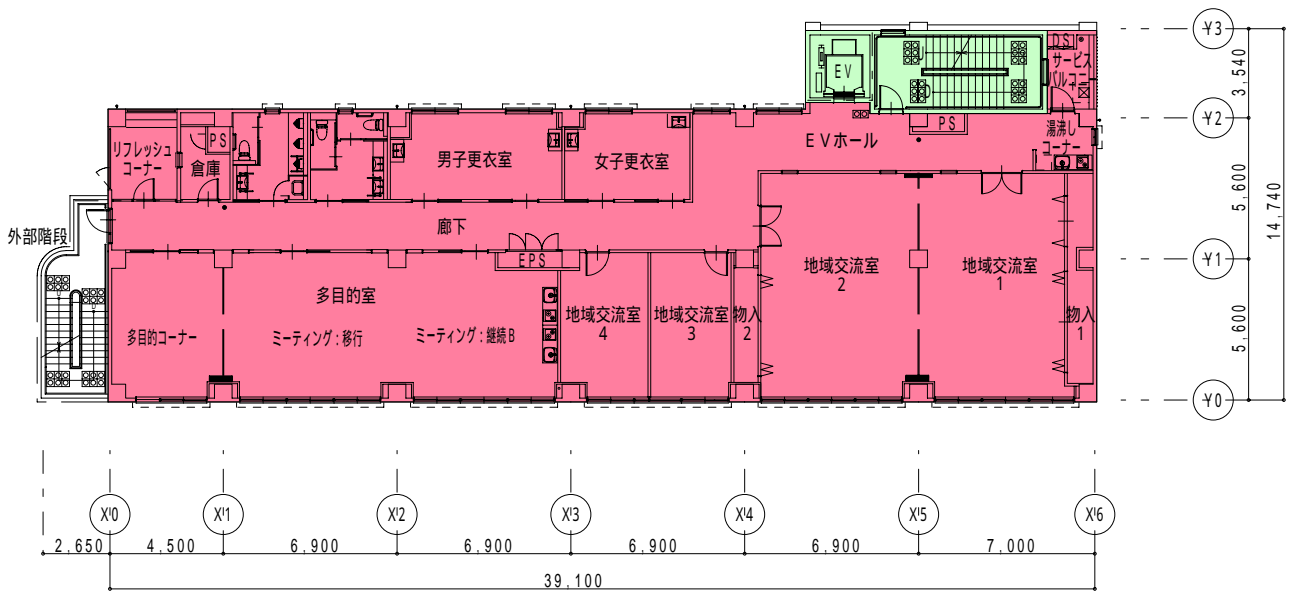
1階平面図 縮尺 1 / 300



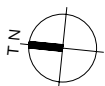
凡例	
	就労支援型施設
	生活支援センター
	共用
	外部共用



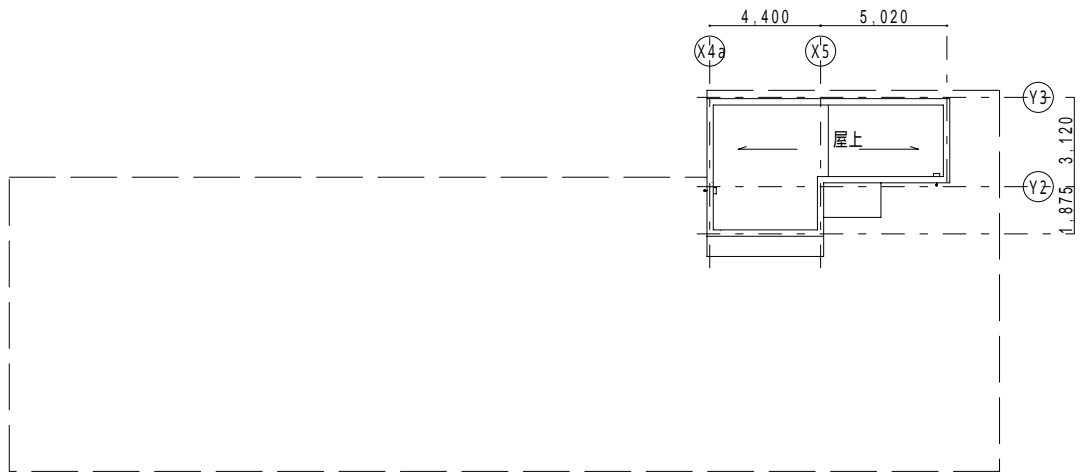
4階平面図 縮尺 1 / 300



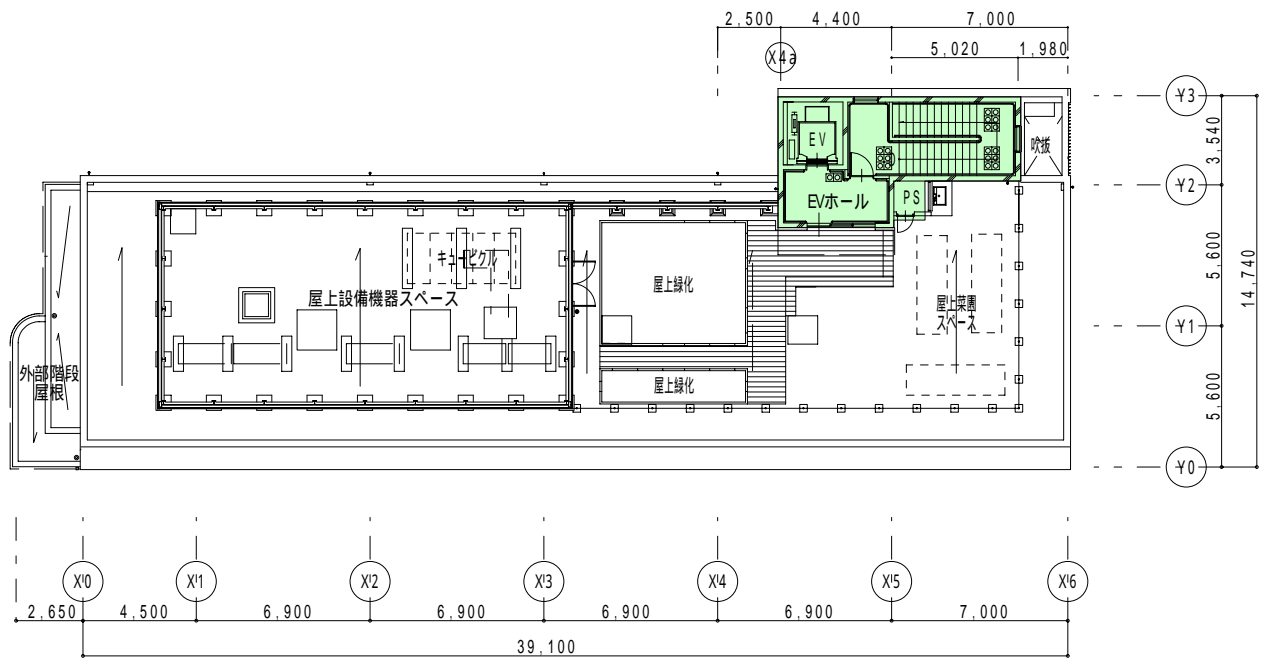
3階平面図 縮尺 1 / 300



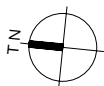
凡例	
	就労支援型施設
	生活支援センター
	共用
	外部共用



PH屋根伏図 縮尺 1 / 300



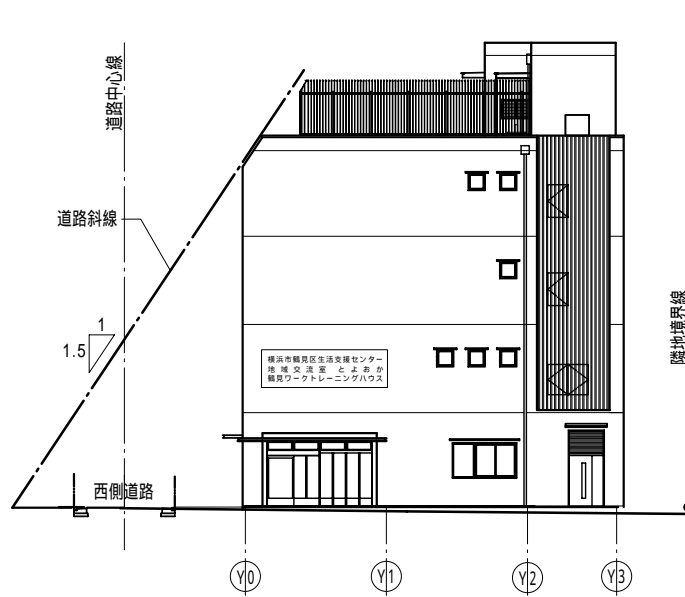
屋階平面図 縮尺 1 / 300



凡例	
	就労支援型施設
	生活支援センター
	共用
	外部共用



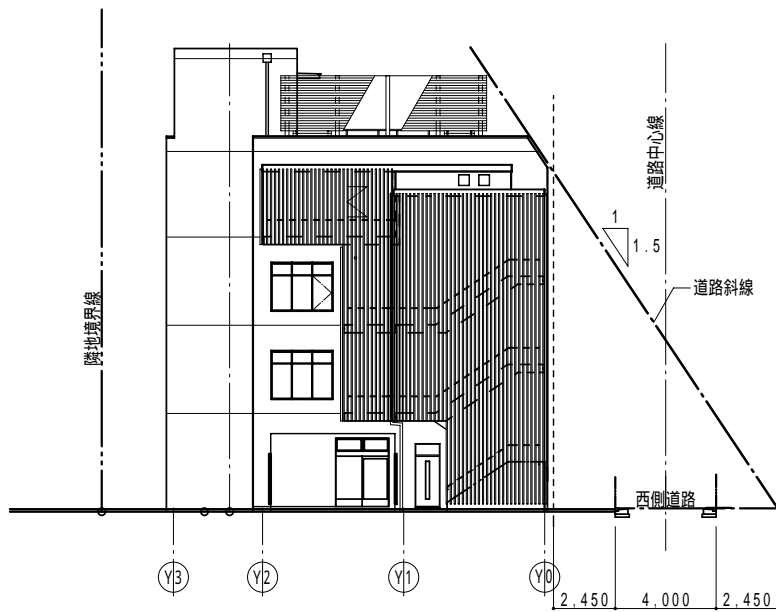
西側 立面図 縮尺 1 / 300



南側 立面図 縮尺 1 / 300



東側 立面圖 縮尺 1 / 300



北側 立面圖 縮尺 1 / 300

横浜市精神障害者生活支援センター条例

制 定 平成11年 3月25日 条例第 21号

最近改正 平成23年 2月25日 条例第 7号

(設置)

第1条 地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行うことにより、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、横浜市に精神障害者生活支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(事業)

第2条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のための施設の提供
- (2) 精神障害者に対する入浴、食事その他のサービスの提供
- (3) 精神障害者の日常生活に関する相談及び情報の提供
- (4) 地域における精神障害者の自主的な活動に対する支援
- (5) 地域における精神障害者との交流の機会の提供
- (6) 精神障害者の家族の日常生活に関する相談及び家族間の交流に対する支援
- (7) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間等)

第3条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(利用の制限)

第4条 センターは、次のいずれかに該当する場合は、利用することができない。

- (1) センターの設置の目的に反するとき。
- (2) 営利のみを目的として利用するとき。
- (3) その他センターの管理上の支障があるとき。

(指定管理者の指定等)

第5条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、センターの設置の目的を最も効果的に達成できると認められたものを指定管理者として指定する。

5 前3項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が当該センターの設置の目的を最も効果的に達成できると認められるときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。

(指定管理者の指定等の公告)

第6条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市精神障害者生活支援センター条例第5条の規定によりその管理に関する事務を委託している精神障害者生活支援センターについては、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた精神障害者生活支援センターについて指定管理者（地方自治法（昭和22年法第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定する場合は、この条例による改正後の横浜市精神障害者生活支援センター条例第5条第5項の例により、当該精神障害者生活支援センターの管理に関する事務を受託しているものを指定管理者として指定することができる。

別表（第1条第2項）

名 称	位 置
横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター	横浜市鶴見区
横浜市神奈川区精神障害者生活支援センター	横浜市神奈川区
横浜市港南区精神障害者生活支援センター	横浜市港南区
横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター	横浜市保土ヶ谷区
横浜市磯子区精神障害者生活支援センター	横浜市磯子区
横浜市緑区精神障害者生活支援センター	横浜市緑区
横浜市栄区精神障害者生活支援センター	横浜市栄区

横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則

制 定 平成11年4月30日規則第50号

最近改正 平成20年11月28日規則第104号

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市精神障害者生活支援センター条例（平成11年3月横浜市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 横浜市精神障害者生活支援センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

- (1) 横浜市神奈川区精神障害者生活支援センター 第1月曜日
- (2) 横浜市栄区精神障害者生活支援センター 第2月曜日
- (3) 横浜市港南区精神障害者生活支援センター 第3月曜日
- (4) 横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター 第4月曜日
- (5) 横浜市緑区精神障害者生活支援センター 第1火曜日
- (6) 横浜市磯子区精神障害者生活支援センター 第2火曜日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(指定管理者の公募)

第4条 条例第5条第2項の規定による指定管理者の公募（以下「公募」という。）は、次に掲げる者を対象として行うものとする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等

2 市長は、公募を行うに当たっては、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(指定申請書の提出等)

第5条 指定管理者の指定を受けようとする者は、指定申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第5条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 当該センターの管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年1月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年2月2日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年1月4日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年1月4日から施行する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

別記様式（第5条第1項）

指 定 申 請 書

年 月 日

（申請先）

横浜市長

所在地

申請者 法人名

代表者氏名

次の精神障害者生活支援センターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

横浜市 精神障害者生活支援センター

（注意）申請に際しては、次の書類を添付してください。

- （1） 事業計画書
- （2） 定款又は寄附行為
- （3） 法人の登記事項証明書
- （4） 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び 事業計画書並びに
前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- （5） 当該センターの管理に関する業務の収支予算書
- （6） その他市長が必要と認めるもの

横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要綱

制 定 平成 23 年 2 月 10 日 健障支第 3910 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 本要綱は、横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

（目的）

第 2 条 本事業は、精神科病院に入院している精神障害者のうち、症状が安定しており、受入条件が整えば退院可能である者に対し活動の場を提供し退院のための準備活動を行うこと（地域移行支援）及び精神科医療機関や協力機関等との連携を強化し地域生活を安定・継続させる体制の充実を図ること（地域定着支援）により、円滑な地域移行・地域定着を図るための支援を行うことを目的に実施する。

（定義）

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）対象者

精神科病院に入院している精神障害者のうち、症状が安定しており、受入条件が整えば退院可能で、地域移行支援事業の支援が決定したものをいう。

（2）協力機関等

精神障害者に対する理解が深く、退院を目指す精神障害者に活動の場を提供し、退院準備を行うことを通じてその社会的自立を促進することに協力する福祉サービス提供者、保健医療サービス事業者等をいう。

（3）自立支援員

精神障害者の福祉に理解を有する者であって、精神保健福祉士又はこれと同等程度の知識を有するものをいう。

（事業内容）

第 4 条 本事業は、対象者の個別支援等にあたる自立支援員を指定相談支援事業者等（以下「支援事業者」という。）に配置し、関係機関と連携を図りつつ主に次の支援を行う。

（1）精神科病院内における退院への啓発活動

（2）対象者の退院に向けた個別支援計画の策定（退院準備活動中及び退院後の生活のためのケアマネジメントの実施）及び個別支援計画の見直し

（3）院外活動（福祉サービス体験利用、区福祉保健センターが実施する生活教室への参加等）にかかる同行及び支援

（4）対象者、家族に対する地域移行に関する相談・助言

（5）退院後の生活に係る関係機関との連絡・調整

（6）精神障害者の地域生活の安定を図るための関係機関との連携や取り組み（地域定着支援）

（7）その他

(事業の実施)

第5条 本事業の実施主体は横浜市とし、事業の一部を別表に掲げる支援事業者に委託し、実施する。

(地域移行・地域定着支援協議会及び地域移行・地域定着支援協議部会の設置等)

第6条 本事業対象者の選定、事業の進ちよく状況や支援内容の検討把握、事業評価等の協議の場として、地域移行・地域定着支援協議会（以下「協議会という。」）及び地域移行・地域定着支援協議部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 協議会及び部会の構成員は、以下に掲げる対象者への支援に関わる者で、横浜市から依頼されたものとする。

- (1) 自立支援員
- (2) 自立支援員を配置する支援事業者の職員
- (3) 精神科医師
- (4) 病院 PSW
- (5) 区福祉保健センター職員
- (6) 健康福祉局保護課職員
- (7) 健康福祉局障害支援課職員
- (8) その他対象者の支援に関わる者が必要な者

3 協議会及び部会の業務は、次のとおりとする。

協 議 会	部 会
(1) 事業の進ちよく状況報告	(1) 支援対象者の決定
(2) 支援終了者の報告	(2) 支援状況報告
(3) 事業のあり方等の検討	(3) 事例検討 他

4 協議会は年2回程度、部会は月1回程度開催する。また、事業を円滑に進める上で必要とされる会議は別途開催することができ、いずれの会議も健康福祉局障害支援課長が招集する。

5 協議会及び部会は、支援を行う上で必要と認められる場合においては、対象者の同意を得て当該対象者の意見を聴くことができる。

6 協議会及び部会の庶務は、健康福祉局障害支援課において処理する。

(地域移行支援手続等)

第7条 利用の手続等については、次のとおりとする。

- (1) 利用申込者は、利用申込書（様式第1号）を記入し、精神科病院の管理者に提出する。精神科病院の管理者は、利用申込者の承諾を得て、推薦書（様式第2号）を作成し、利用申込書に添付の上、横浜市に提出する。
- (2) 横浜市は利用申込者について、対象者を決定するにあたり、部会にて制度利用の適否について協議をおこなう。
- (3) 横浜市は、部会において本事業の利用が決定した対象者、当該精神科病院の管理者、支援事業者に決定通知を送付する。

(退院準備活動の実施)

第8条 対象者は個別支援計画に基づいて、協力施設等における活動、精神科病院内における活動、日常生活を営むのに必要な活動等の退院準備活動を行う。

- 2 自立支援員は、対象者が退院準備活動を実施するにあたり、必要に応じて次に掲げる業務を行う。
 - (1) 退院準備活動開始時における対象者への活動内容の説明及び対象者との信頼関係の構築
 - (2) 対象者が入院している病院から協力施設等までの同行支援
 - (3) 対象者の活動中の状況確認及び必要な支援
 - (4) 協議会または部会の構成員に対しての支援方法の協議並びに支援に必要な情報の収集
 - (5) その他対象者が安定的に訓練するために必要な支援
- 3 対象者の症状悪化の場合にあっては主治医が、その他の場合にあっては協議会または部会が支援の継続が困難になったと判断したときは、退院準備活動を中止し、その旨を対象者が入院中の精神科病院の管理者及び対象者へ通知する。なお、中止は再開を妨げるものではない。
- 4 地域生活への移行にあたって引き続き自立支援員による支援が必要と認められる場合には、退院後も地域移行支援事業を継続することができる。
- 5 協議会及び協議部会は、協力施設等へ退院準備活動の経過等の報告を求めることができる。

(退院準備活動終了時の取扱い)

第9条 退院準備活動は、対象者が退院または退院後に必要とされる地域移行支援の終結、若しくは退院準備活動を中止することにより終了する。

- 2 協議会及び部会は、関係機関と連携を密にし、当該対象者が円滑に地域生活を継続できるよう支援に努める。
- 3 協議会及び部会は、退院準備活動を中止した場合にはその要因分析を行う。
- 4 自立支援員は、退院準備活動終了後または年度終了後、市長に対し、当該対象者に係る退院準備活動について、個別支援報告書(様式第3号)により報告する。
- 5 支援事業者は、翌年度の4月末までに市長に支援実績報告書(様式第4号)により報告する。

(その他)

第10条 自立支援員、協議会、部会の構成員及び関係機関は、対象者の決定にあたってはその業務を行うにあたっては、利用申込者及び対象者の人格を尊重してこれを行うとともに、その身上及び家庭に関して知り得た秘密を守らなければならない。

- 2 横浜市は、本事業の実施について、精神科病院及び福祉サービス事業者等の関係機関に対して広く周知を図るとともに、精神疾患及び精神障害者に対する正しい理解の促進を図るものとする。なお、横浜市こころの健康相談センターは、本事業に関する技術支援を行うものとし、区福祉保健センターは、地域の関係機関との連携等を行うものとする。
- 3 支援事業者は、本事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分しなければならない。
- 4 自立支援員は、支援にあたって、定期的に対象者の主治医に状況を報告し、指示があった場合にはそれに従わなければならない。
- 5 協議会は、本事業の実施により、地域における支援体制等に関する課題が明らかになった場合には、地域自立支援協議会に報告するなど、課題解消に向けた方策を検討するよう努めるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 横浜市精神障害者退院促進支援事業実施要綱は平成 23 年 3 月 31 日をもって廃止する。

別 表

横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施事業所

事業所名	所在地	法人名
神奈川区精神障害者生活支援センター	神奈川区反町 1-8-4	(財)横浜市総合保健医療財団
栄区精神障害者生活支援センター	栄区小菅ヶ谷 3-32-12	(福)恵友会
緑区精神障害者生活支援センター	緑区中山町 1154-1	(財)紫雲会
旭区地域生活支援拠点ほっとぽっと	旭区鶴ヶ峰 2-1-16	(特非)共に歩む市民の会
磯子区精神障害者生活支援センター	磯子区森 4-1-17	(財)横浜市総合保健医療財団
港南区精神障害者生活支援センター	港南区港南 4-2-7	(福)新生会
港北区精神障害者生活支援センター	港北区鳥山町 1735	(財)横浜市総合保健医療財団
保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター	保土ヶ谷区川辺町 5-11	(福)横浜市社会事業協会

様式第1号

年 月 日

横浜市長

住所

氏名

利 用 申 込 書

地域移行・地域定着支援事業の説明を受け、利用を希望しますので、申し込みます。

なお、この事業を利用するにあたり支援に必要な個人に関する情報を関係機関に対して提供することに同意します

(支援や退院についての希望があればお書きください。)

退院の希望先

あり () 区 特になし

横浜市長

病 院 名
 管理者氏名

推 薦 書

次のとおり、精神障害者地域移行・地域定着支援事業の対象者として適当と認められますので、推薦します。

1 ふりがな 対象者氏名			1 男 2 女
2 年齢	() 才	T・S・H 年	月 日生
3 診断名			
4 病歴 (入院に至った経緯も含む)			
・初診年齢 歳			
・今回入院日 年 月			
・延べ入院回数・期間 回 (年 月)			
5 現在の病状 【現在の入院形態 任意・医療保護・措置】			
6 服薬内容 (貼り付け可)			
7 病状悪化時の具体的な症状			
8 精神科以外の治療状況	診断名		服薬
	通院先		
9 主治医意見及び推薦理由 (退院を困難にしている理由)	主治医氏名		

横浜市 長

支援事業所名
施設長名

個別支援報告書

記入者（自立支援員）氏名

1 対象者基礎情報

精神科病院名	
氏名（年齢）	
病名	
入院期間（延）	

2 対象者の状況

1 支援の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退院 : 年 月 日 ・ 退院後フォロー終了 : 年 月 日 ・ 支援中止 : 年 月 日 (理由)
2 支援期間（退院後フォローは含まず）	年 月 日 ~ 年 月 日
3 支援で利用した主な活動の場とその推移	<p>①支援導入期 → ②支援中 → ③退院前 → ④退院後</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>【例】小規模通所授産施設・地域作業所・通所授産施設・地域生活支援センター・当事者グループ・デイケア（医療機関・行政機関）・病院内</p>
4 マネジメントの軸となった人とその推移	<p>①支援導入期 → ②支援中 → ③退院前 → ④退院後</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>【例】自立支援員・病院ケースワーカー・病院看護師・福祉保健センター職員・地域生活支援センター職員・小規模通所授産施設職員・地域作業所職員・その他社会復帰施設職員</p>

	支援内容	回数
5 支援回数と内容	1 面接	回
	2 通所支援 通所施設名（利用したものすべて） ・ ・ ・	回
	3 外出支援 2の通所施設以外（主な外出支援内容） ・ ・	回
	4 住まい援助（主な支援内容） ・ ・	回
	5 生活援助（主な支援内容） ・ ・	回
	6 情報提供	回
	7 退院後フォロー（主な支援内容） ・ ・	回
	8 家族支援（主な支援内容） ・ ・	回
	9 関係機関調整	回
	10 事業周知のための活動	回
	11 当事者との合同支援（主なピア活動内容） ・ ・	回
	12 ケアカンファレンス	回
	合 計	回
6 退院後の住まい *移動があれば順に記入	【例】家族と同居・一人暮らし・グループホーム・福祉ホーム・生活訓練施設・その他の福祉施設	
7 退院後利用している社会資源 *通院・活動の場・住まいの場以外 *複数回答可	【例】ホームヘルプサービス・訪問看護・食事サービス・生活支援センター（相談等）・ショートステイ・権利擁護事業・福祉保健センター（相談）	

8 現在使っている制度 * 報告日時点	【例】 精神保健福祉手帳・訪問看護・障害年金・ホームヘルパー・生活保護・自立支援医療
9 現在の病状 * 報告日時点	
10 退院を促した要因	
11 退院に向けて必要と考えられた社会資源のうち充足されなかったもの	

3 支援の効果

1 本人への支援の効果	効果	あり	なし	どちらでもない
	1 退院意欲の促進			
	2 退院後のイメージの具体化			
	3 退院に対する不安の軽減			
	4 地域社会資源等への相談者形成			
	5 生活技術の獲得			
	6 病気の受け入れ			
	7 地域の当事者との交流			
2 家族または親族への支援の効果				
3 医療機関スタッフ（医師・看護師）の変化				
4 支援の問題点や課題				

横浜市 長

支援事業所名
施設長名

支援実績報告書

年度の実績について、次のとおり報告します。

	精神科 病院名	氏名 (年齢)	病名 (延入院期間)	帰結	帰来先
1 対象者 帰結等一覧					
2 退院後 フォロー					
合計		名 内、退院後フォロー 名	(*下記に退院後フォローは含めない)		
			統合失調症 名 その他 名	退院 名 支援更新 名 支援延長 名 支援中止 名	GH・CH 名 生活訓練施設 名 アパート設定 名 自宅 名

2 支援回数と内容 (全対象者合計)	①総支援回数	回		
	②支援内容	支援内容		回数
		1 面接		回
		2 通所支援 通所施設名 (利用したものすべて) ・ ・ ・		回
		3 外出支援 (2の通所施設以外)		回
		4 住まい援助		回
		5 生活援助		回
		6 情報提供		回
		7 退院後フォロー		回
		8 家族支援		回
		9 関係機関調整		回
		10 事業周知のための活動		回
		11 当事者との合同支援 (ピア活動)		回
		12 ケアカンファレンス		回
	合計	回		
3 支援中止事例の分析				
4 次年度への課題				

横浜市障害者自立生活アシスタント事業要綱

制定 平成 22 年 3 月 1 日 健障支第 3649 号（局長決裁）
最近改訂 平成 23 年 2 月 22 日 健障支第 3694 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 本要綱は、障害者が地域で自立した生活を送ることができる社会を実現するために身近な地域での日常生活上の相談・助言、情報提供、コミュニケーション支援を総合的に行う横浜市障害者自立生活アシスタント事業（以下「自立生活アシスタント事業」という。）について必要な事項を定める。

（目的）

第 2 条 自立生活アシスタント事業は、地域支援職員（以下「自立生活アシスタント」という。）が、施設の専門性を活かし、利用者の障害特性を踏まえた社会適応力・生活力を高めるための支援を行うことにより、地域で生活する障害者の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第 3 条 この要綱において障害者とは、知的障害者、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害を有するために日常生活又は社会生活に支援が必要な者、その他市長がこれに準ずると認めた者をいう。

（対象者）

第 4 条 自立生活アシスタント事業の対象者（以下「利用者」という。）は市内に居住し、次のいずれかに該当する障害者とする。

ア 単身者

イ 同居家族の障害、高齢化、長期にわたる病気等で日常生活又は社会生活上の支援を受けられない者

ウ 家族と同居またはグループホーム・ケアホーム等に入居しているが、自立生活アシスタントの支援を利用しながら単身生活等への移行を希望する者

（実施主体）

第 5 条 実施主体は横浜市とし、事業の一部を別表に掲げる施設（以下「実施施設」という。）に委託し、実施する。

2 各区の福祉保健センター、児童相談所及び更生相談所、横浜市こころの健康相談センターは、自立生活アシスタント事業に協力・連携しなければならない。

（支援の内容）

第 6 条 自立生活アシスタントは、次に掲げるもののほか利用者の自立生活に必要な支援を行い、利用者の直接処遇は行わない。ただし支援の初期の段階で利用者との関係づくりが必要な状況においてはこの限りではない。

（1）訪問による生活支援

ア 衣食住に関する支援

イ 健康管理に関する支援

- ウ 消費生活に関する支援
- エ 余暇活動に関する支援
- (2) コミュニケーション支援
 - ア 対人関係の調整
 - イ 職場・関係機関等との連絡調整

(支援を行う障害種別)

第7条 実施施設は、あらかじめ支援を行う障害種別（知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害）を指定した上で支援を行う。

(支援の対象地域)

第8条 支援の対象地域は実施施設の所在区を原則とし、市長があらかじめ指定した地域（区）とする。

- 2 前項の規定は指定した地域以外からの利用相談を制限するものではない。
- 3 第1項の規定に関わらず、発達障害及び高次脳機能障害を担当する自立生活アシスタントについては、市内全域を対象とし、支援対象者のニーズや支援のあり方を検証する。

(実施体制)

第9条 実施施設の長（以下「施設長」という。）は、実施施設内に利用者の相談等に対応できる場を確保するとともに、夜間・休日等の緊急時にも対応可能な連絡体制を整備する。

- 2 自立生活アシスタントは、実施施設の他の職員と協力して事業を実施する。

(自立生活アシスタントの配置)

第10条 自立生活アシスタントの配置は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自立生活アシスタントの配置は2人工分とし、そのうち1人は、障害者の支援について相当の経験（概ね5年以上）と知識を有し、障害特性を踏まえた支援を行うことが出来る専任の常勤職員（以下「主任アシスタント」という。）とする。
- (2) 自立生活アシスタントは地域生活の支援を専門に担当する専任職員とする。ただし、主任アシスタント以外の自立生活アシスタントについては、複数名が兼務で担当することが出来る。

(従事者の責務)

第11条 自立生活アシスタント及び実施施設の他の職員は、この職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 自立生活アシスタントは、業務の実施にあたって実施施設の名称等を明記した身分証明書等を携帯しなくてはならない。
- 3 自立生活アシスタントは、事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会への参加や他の職種との交流等あらゆる機会をとらえ、支援技術の向上を図るための研鑽に努めなければならない。

(利用者の把握)

第12条 自立生活アシスタントは区福祉保健センター等と協力して、対象地域の支援が必要な障害者の把握に努めなければならない。

2 障害者本人及び関係機関からの利用相談があった場合は、自立生活アシスタントの支援内容について説明しなければならない。なお、その内容は障害者に配慮したものとする。

(利用者の登録等)

第 13 条 実施施設は、原則として支援を希望する障害者の申請に基づき、利用者の登録を行う。

2 利用者の登録は、利用者の実施施設の利用経験の有無にかかわらず自立生活の支援を適切かつ円滑に実施することを目的として行う。

3 自立生活アシスタントによる支援を希望する障害者が実施施設に提出する申請書類は、実施施設ごとに定めるが、その内容は障害者に配慮したものでなければならない。

4 1施設あたりの登録者数は概ね25人程度とする。

(生活状況の把握)

第 14 条 自立生活アシスタントは、登録をした利用者のほか、必要に応じてプライバシーを損なわない範囲で関係者等から生活状況等を聴取し、現況の把握を行う。

(支援内容の決定)

第 15 条 支援の内容は、利用者、自立生活アシスタント、区福祉保健センター等が協議し、利用者の理解と同意を得て決定する。

2 自立生活アシスタントは個別支援計画書を作成し、施設長の決裁を受けなければならない。

3 個別支援計画の内容は、本人の障害の状況、生活の状況等に応じて個別に定め、必要に応じて又は一定期間ごとに見直しを行わなければならない。

(支援の記録)

第 16 条 自立生活アシスタントは、支援の予定と実績について記録し、施設長の決裁を受けなければならない。

2 自立生活アシスタントは、利用者からの相談、支援の内容及びその他必要な事項について記録し、その内容について施設長の確認を得る。

(費用の負担)

第 17 条 自立生活アシスタントによる支援に要する経費のうち、原材料費等の実費については、利用者の負担とする。

(関係機関との連携)

第 18 条 実施施設は、事業の実施について、区福祉保健センター、障害者地域活動ホーム、精神障害者生活支援センター及び相談支援機関等と連携を密にし、利用者への支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

(連絡会)

第 19 条 市長は、実施施設の支援の質の向上を図るため、連絡会を開催する。

(書類の整備等)

第 20 条 実施施設は、当該事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、事業完了後 5 年間保管しなければならない。

(報告と検査)

第 21 条 実施施設は毎月 10 日までに、前月分までの日計表(様式 1)と、新規利用者の支援計画書を市長へ報告しなければならない。

2 実施施設は年度終了後 50 日以内に市長に対し実績報告書を提出しなければならない。

(調査権)

第 22 条 市長は、必要があると認めるときは、実施施設に対して経理または支援の状況等について調査をすることができる。

(苦情解決)

第 23 条 実施施設は事業に関する苦情に対応するために、次の事項を遵守し、その解決に努めなければならない。

- (1) 提供した支援に関する対象者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等の措置を講じること。
- (2) 提供した支援に関する、横浜市からの文書又はその他の物件の提出、提示もしくは照会に応じるとともに、対象者からの苦情に関する横浜市等が行う調査に協力し、横浜市等からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。

(費用の支弁)

第 24 条 障害者自立生活アシスタント事業に要する費用は、予算の範囲内において横浜市が支弁する。

(再委託の禁止)

第 25 条 本要綱に定める事業の実施については、再委託は認めない。

(委任)

第 26 条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

横浜市障害者自立生活アシスタント実施施設

事業所名	所在地	法人名	担当障害種別
偕恵いわまワークス ぷらねっと	保土ヶ谷区岩間町 1-7-15	(福)偕恵園	知的障害
てらん広場	保土ヶ谷区上菅田町 1696	(福)同愛会	知的障害
S E L P・杜	栄区中野町 400-2	(福)杜の会	知的障害
自立サポートセンター歩	旭区白根 7-31-7	(福)白根学園	知的障害
つるみ地域活動ホーム幹	鶴見区北寺尾 4-21-20	(福)大樹	知的障害
中区本牧活動ホーム	中区本牧十二天 2-15	(特非)新	知的障害
であい	戸塚区上矢部町 2342	(福)であいの会	知的障害
集	磯子区馬場町 1-42	(福)訪問の家	知的障害
しんよこはま地域活動ホーム	港北区大豆戸町 518-6	(福)横浜共生会	知的障害
港南中央地域活動ホーム そよかぜの家	港南区港南 4-2-8	(福)そよかぜの丘	知的障害
青葉メゾン	青葉区奈良町 1757-3	(福)試行会	知的障害
泉地域活動ホームかがやき	泉区中田北 3-6-55	(福)いずみ苗場の会	知的障害
地域活動ホーム どんとこい・みなみ	南区中村町 4-270-3	(福)横浜共生会	知的障害
横浜市中山みどり園	緑区中山町 395-2	(福)県央福祉会	知的障害
せや活動ホーム太陽	瀬谷区三ツ境 78-12	(福)瀬谷はーと	知的障害
つづき地域活動ホーム くさぶえ	都筑区牛久保東 1-33-1	(福)同愛会	知的障害
かながわ地域活動ホームほ のぼの	神奈川区神大寺 2-28-19	(福)若竹大寿会	知的障害
ゆかり荘	神奈川区三ツ沢上町 26-13	(財)紫雲会	精神障害
港北区精神障害者 生活支援センター	港北区鳥山町 1735	(財)横浜市総合保健 医療財団	精神障害
保土ヶ谷区精神障害者 生活支援センター	保土ヶ谷区川辺町 5-11 かるが も 4 階	(福)横浜市社会事業 協会	精神障害
青葉区生活支援センター ほっとサロン青葉	青葉区荏田西 2-14-3 ハーモス 荏田 2 階	(特非)メンタルサポ ート青葉	精神障害
港南区精神障害者 生活支援センター	港南区港南 4-2-7	(福)新生会	精神障害
金沢区精神障害者 生活支援センター愛&あい	金沢区泥亀 2-1-7 2 階	(特非)金沢の精神保 健福祉を考え推進す る会	精神障害
南区精神障害者生活支援セ ンターサザンウインド	南区新川町 1-1 リーヴェルステージ横 浜南 2 階	(福)恵友会	精神障害

神奈川県精神障害者 生活支援センター	神奈川県反町 1-8-4	(財)横浜市総合保健 医療財団	精神障害
栄区精神障害者 生活支援センター	栄区小菅ヶ谷 3-32-12	(福)恵友会	精神障害
緑区精神障害者 生活支援センター	緑区中山町 1154-1	(財)紫雲会	精神障害
磯子区精神障害者 生活支援センター	磯子区森 4-1-17	(財)横浜市総合保健 医療財団	精神障害
横浜市発達障害者支援セン ター	神奈川県鶴屋町 3-35-8 タクエー横浜西口第2ビル7階	(福)横浜やまびこの 里	発達障害
クラブハウスすてっぷなな	都筑区仲町台 5-2-25 ハストミ -003号	(特非)脳外傷友の会 ナナ	高次脳機能 障害

